

「かながわ消費者施策推進指針」改定素案の概要

全体の構成（案）

改定素案は、指針の表紙・知事あいさつ・付属資料を除いた、施策の内容に関する部分の案です。全体の構成は、概ね現行の指針と同様としますが、記載順の変更や重複する内容の統合等の見直しを行い、以下のように7章立てとします。

改定指針	改定素案	現行指針	現行指針素案
表紙	目次・留意事項	表紙	
知事あいさつ		知事あいさつ	
目次		目次	目次・留意事項
指針の概要		指針の概要	
1 かながわ消費者施策推進指針とは		1 指針の趣旨等	
<ul style="list-style-type: none"> ● かながわ消費者施策推進指針とは ● 指針の対象期間 ● 指針の位置付け ● 沿革 		<ul style="list-style-type: none"> ● 指針の趣旨 ● 経緯 ● 指針の位置付け ● 指針の対象期間 	
2 基本理念		2 消費者をめぐる現状と課題	
3 消費者をめぐる現状と課題		3 基本理念	
【6章に統合】		4 消費者施策の基本方向	
4 施策体系		5 施策展開	
5 重点的取組み		<ul style="list-style-type: none"> ● 施策体系 ● 重点的取組み 	
6 基本方向と施策の展開		● 基本方向	
7 推進体制		6 推進体制等	
<ul style="list-style-type: none"> ● 実効性の確保 ● 他の分野の施策との連携 		<ul style="list-style-type: none"> ● 推進体制 ● 実効性の確保等 	
付属資料		付属資料	
<ul style="list-style-type: none"> ● 神奈川県消費生活条例 ● 消費者教育の推進に関する法律 ● 消費生活トラブル用語集 		<ul style="list-style-type: none"> ● 神奈川県消費生活条例 ● 消費者教育の推進に関する法律 ● 消費生活トラブル用語集 ● 県内の消費生活相談窓口 	

第1章 「かながわ消費者施策推進指針とは」(P.1)

記載する内容は現行の指針と概ね同様ですが、わかりやすくなるよう「指針とは何か」を冒頭で述べることにしました(記載順の変更)。

第2章 「基本理念」(P.2)

基本理念「消費者の権利の尊重と消費者市民社会の形成」は、現行の指針を引き継ぎますが、その設定の経緯がより明確になるよう、見出しとして「基本理念設定の背景」を新設しました。また、特に重要と思われる「消費者の権利」の説明を本文中に記載しました。

第3章 「消費者をめぐる現状と課題」(P.3～P.13)

前回(5月)の審議会で先行して審議した内容です(今期より新たに就任いただいた委員の皆様には事前の説明会で御提示しています)。なお、図表・本文中の数値の一部(消費生活相談の件数・事例等)については、県民意見募集(9月～10月実施予定)までの間に令和5年度のものに修正した上で、ルビを追加します。

第4章 「施策体系」(P.15～P.16)

改定骨子案(資料1-3)として策定した基本方向・中柱・小柱を表形式で記載し、目的別で事業を位置付ける、基本方向は最終的に達成したい状況を示す、といったロジックモデルとなっていることを説明として記載しました。

第5章 「重点的取組み」(P.17～P.18)

2つの重点的取組みと、「消費者力」の定義を記載しました。改定骨子案では表形式でお示しした、施策体系(基本方向・中柱・小柱)と重点的取組みの関係性を表現するため、重点的取組みの方向性を表すアイコンを設定し、第6章の小柱ごとに該当するアイコンを示すこととしました。

第6章 「基本方向と施策の展開」(P.19～P.27)

それぞれの基本方向と中柱設定の考え方を示した上で、改定骨子案と指針に位置付ける事業イメージを踏まえ、小柱ごとに実施する取組みを記載しました。

第7章 「推進体制」(P.28)

消費生活審議会に事業の計画と実績を毎年度報告して検証すること、審議会の御意見を施策に反映することを記載しました。また、現行指針で記載されている会議等は、より多面的な施策の展開を表すため、消費者施策が位置付く他の分野の施策に変更しました。